

福祉のひろば

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要で、

①世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯②令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯※①②ともに令和3年度対象者は、令和4年

度対象者として再度支給されません■給付額1世帯10万円■申請期限▽①発送日から3か月以内※世帯の中に転入者がいる場合は②の期限▽②9月30日(金)■申請方法①令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ送付する確認書等をご覧ください②申請書(7月1日以降市ホームページからダウンロード可)を提出してください■問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎042-316-7345)■土曜・日曜・祝日を含む午前9時〜午後5時)

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

度対象者として再度支給されません■給付額1世帯10万円■申請期限▽①発送日から3か月以内※世帯の中に転入者がいる場合は②の期限▽②9月30日(金)■申請方法①令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ送付する確認書等をご覧ください②申請書(7月1日以降市ホームページからダウンロード可)を提出してください■問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎042-316-7345)■土曜・日曜・祝日を含む午前9時〜午後5時)

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

度対象者として再度支給されません■給付額1世帯10万円■申請期限▽①発送日から3か月以内※世帯の中に転入者がいる場合は②の期限▽②9月30日(金)■申請方法①令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ送付する確認書等をご覧ください②申請書(7月1日以降市ホームページからダウンロード可)を提出してください■問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎042-316-7345)■土曜・日曜・祝日を含む午前9時〜午後5時)

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

度対象者として再度支給されません■給付額1世帯10万円■申請期限▽①発送日から3か月以内※世帯の中に転入者がいる場合は②の期限▽②9月30日(金)■申請方法①令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ送付する確認書等をご覧ください②申請書(7月1日以降市ホームページからダウンロード可)を提出してください■問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎042-316-7345)■土曜・日曜・祝日を含む午前9時〜午後5時)

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

度対象者として再度支給されません■給付額1世帯10万円■申請期限▽①発送日から3か月以内※世帯の中に転入者がいる場合は②の期限▽②9月30日(金)■申請方法①令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ送付する確認書等をご覧ください②申請書(7月1日以降市ホームページからダウンロード可)を提出してください■問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎042-316-7345)■土曜・日曜・祝日を含む午前9時〜午後5時)

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

夏！おたより ボランティア募集 市内の一人暮らし高齢者の

実施事業をご紹介します

子ども家庭支援センター

①育児支援ヘルパー

安静を要する妊婦の方や産婦の方で、介助する方がいない家庭に対し、相談に応じながらヘルパーを派遣します。詳細はお問い合わせください。

■母子手帳交付後から産後4か月まで(多胎出産の場合3歳未満まで) ※期間によって利用時間の上限が異なります■¥1時間500円(住民税非課税世帯等は無料) ■申請書に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、同センターへ

②子どもショートステイ

保護者の方が、傷病、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れ、育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)、子どもをお預かりします。

また、施設から現在通っている市内の保育園や学校への送迎も可能です。なお、利用を希望する方は事前にご

相談ください。 ■市内在住の2歳〜小学生■¥1泊3,000円(住民税非課税世帯等は無料)。その他実費負担あり■申請書に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、同センターへ

③虐待相談

皆さんの周りで「虐待かな?」と思うような出来事があれば、すぐに同センターへご相談ください。

■虐待通報専用電話☎042-321-3146 =月曜〜土曜日午前9時〜午後5時■ファクス相談FAX042-321-3190※緊急時は、児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)にご連絡ください。つながらない場合は(☎0120-189-783)へ

他①②の申請書は同センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます■子ども家庭支援センター(〒184-0015貫井北町5-18 ☎042-321-3161 FAX042-321-3190)

救急医療災害支援情報 キットのご活用を

同キットは、緊急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がい程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。

迅速な救急、救命活動を行うための重要な手助けになるとともに、災害時に適切な支援を得るための情報伝達用具として使うことができます。

■次のいずれかに該当する在宅の方およびそれに準ずる方▷75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方▷身体障害者手帳1・2級の方▷愛の手帳1・2度の方▷精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方▷難

病者福祉手当を受給されている方

■直接、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、保健センター、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターそらへ※代理の方の申請も可能です

■問地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)



病者福祉手当を受給されている方

■直接、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、保健センター、各地域包括支援センター、本町高齢者在宅サービスセンター、障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センターそらへ※代理の方の申請も可能です

■問地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方

病者福祉手当を受給されている方